

水戸市立千波中学校部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校の教育活動の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。さらに、部活動は、異年齢との交流の中で好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、多様な学びの場としても大きな意義を有するものである。これらのことから、学校の教育目標及び経営方針に基づき、計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化を図られるよう、学校全体の教育活動として適切な運営を図る。

2 休養日

- 学期中は週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。週末に大会参加等で休養日なしで活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
（8月12日～8月15日、12月29日～1月3日の期間）
- 中間テスト前日、期末テスト前2日間、実力テスト前日は部活動を行わず、テストに向けた学習に集中する。

3 活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。

4 朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。
（但し、市総体・市新人戦、駅伝中央地区大会の1か月前は、顧問から申し出があった場合、校長が許可する。時間は7：15～7：55までとし、活動終了後は私服に着替えて、8：10着席とする。）
- 吹奏楽部は、中央地区コンクールの1か月前から朝練を許可する。また、行事、コンテスト等で必要な場合は、顧問の申し出により校長が許可する。

5 冬季の活動

- 11月から1月までの3か月間は冬季活動期間とし、短時間で効率的な活動を工夫する。なお、週1回（木曜日）を合同部活動として、サーキットトレーニングを中心とした活動を全部活動で実施する。

6 部活動優先日

- 生徒・顧問が一斉に活動を開始できる日を水曜日に設定する。

7 学校単位で参加する大会

- 茨城県中学校体育連盟主催の大会、各コンクールを含め1か月当たり1大会までとする。試合、各コンクールが集中する場合もあるため1年間で12大会とする。

8 熱中症事故の防止

- 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31℃または気温が35℃を超えた場合は、原則運動を行わない。

9 その他

- 月ごとの活動計画を作成し、ホームページに掲載する。
- その他、本校部活動規定に基づき、活動するものとする